

山梨県障害児（者）施設整備費補助金交付要綱

（目的）

第1 山梨県障害児（者）施設整備費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法人が設置する障害児（者）施設の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で交付することにより、円滑な施設整備を図ることを目的とするものであり、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2 この補助金は、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、営利法人等（以下、「社会福祉法人等」という。）が設置する障害児（者）施設の整備に要する経費を交付の対象とするものである。

（交付額の算定方法）

第3 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）障害者総合支援法に基づく施設における創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「社福整備要綱」という。）第2の6の（1）のアにより選定した額に社福整備要綱第2の4の⑥に定める県補助率を乗じて得た額と社福整備要綱第2の6の（1）のイにより算出した額とを比較して少ない方の額

ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、社福整備要綱第2の6の（1）のエにより算出した額

（2）障害者総合支援法に基づく施設における整備で（1）以外の場合

社福整備要綱第2の6の（2）のアにより選定された額を合算した額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に社福整備要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額

（3）児童福祉法に基づく施設の場合

令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」8の（4）のイにより選定した額と、その額を2で除した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を合算した額

（交付の条件）

第4 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（2）事業内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く）

イ 建物の用途

ウ 収容定員又は利用定員

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合には、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官の定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) (8)の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (10) 知事は、(8)の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

第5 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(補助事業の計画変更、中止、廃止承認申請書)

第6 補助金の交付決定後の事情等により、当該事業を変更（中止、廃止）しようとする場合は、事業内容変更（中止、廃止）申請書（第7号様式）により、知事の承認を受けなければならない。

(着工届及び完成届)

第7 障害児（者）施設の工事に着手したときは、着工届（第3号様式）を、完成したときは、完成届（第4号様式）をそれぞれすみやかに、知事に提出しなければならない。

(現地調査)

第8 知事は、補助事業に係る建設工事の中間時点及び完了時点において現地調査を実施する。その際、申請者、工事監理者、請負業者を立ち合わせるものとする。

(補助金の交付)

第9 この補助金は、事業完了後完成検査のうえ交付する。

ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 概算払いすることができる補助金の額は、事業の進捗により出来形の9割以内の額とする。

3 概算払いにより受けようとするときは、概算払請求書（第2号様式）に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第10 この補助金の実績報告は、事業完了後もしくは廃止の後1か月以内又は交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日（事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から起算して1か月以内）までに事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

附則 この要綱は、昭和59年10月24日から施行する。

附則 （昭和62年10月6日）

この要綱は、昭和62年10月6日から施行する。

附則 （平成3年11月25日）

この要綱は、平成3年11月25日から施行する。

附則 （平成8年5月10日）

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附則 （平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則 （平成11年5月31日）

この要綱は、平成11年5月31日から施行する。

附則 （平成13年7月11日）

- この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
- 附則（平成16年4月1日）
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則（平成17年9月27日）
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
ただし、平成17年3月31日以前に交付決定のあった補助金の交付額の算定方法については、なお従前の例による。
- 附則（平成18年1月31日）
この要綱は、平成18年1月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 附則 この要綱は、平成18年4月から施行する。
- 附則（平成19年3月29日）
この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 附則 この要綱は、平成19年8月23日から施行する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成20年2月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成20年12月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成22年3月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成23年7月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成24年7月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成25年8月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成26年10月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成28年9月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 附則（施行日）
この要綱は、平成29年1月10日から施行し、平成28年10月11日から適用する。
- 附則（施行日）

この要綱は、平成29年7月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則（施行日）

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則（施行日）

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成31年2月7日から適用する。

附則（施行日）

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則（施行日）

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（施行日）

この要綱は、令和6年1月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(第1号様式)

第 年 月 号
年 月 日

山梨県知事 殿

社会福祉法人
理事長 氏 名

(元号) 年度山梨県障害児(者)施設整備費補助金交付申請書

標記について、次により県補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 施設の種類
- 3 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり
- 4 事業計画 別紙(2)のとおり

(添付書類) 収入支出予算書(見込書)抄本

別紙(1)

施 設 整 備 申 請 額 内 訳

設置者の名称

施設の名称

施 設 種 別	設置者の総 事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B(≦A)円	寄付金 その他の 収入額 C 円	差引額 D=(A-C)円	算定基準による算定額		国庫補助基本額 G 円	県 補 助 所 要 金 額 H 円
					単 価 E 円	額 円		
1 施設整備費								
本體工事費								
主體工事費								
工事事務費								
小計								
施設整備費合計								

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。

事業計画

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
 (2) 施設の種類
 (3) 事業の目的及び効果
 (4) 設置主体及び経営主体
 (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 _____ m²
 (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収(予定)地の別）
 (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
 (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (オ) 建物の構造（ _____ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (イ) 建物の構造（ _____ 造）
 (ウ) 建築年月日
 (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
 (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (イ) 建物の構造（ _____ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____	円
	（介護用リフト工事費）	_____	円
	（_____）	_____	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____	円
カ	授産施設等整備工事 費	_____	円
キ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	_____	円
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮施設整備工事費）	_____	円
ク	その他の工事費	_____	円
ケ	地域交流スペース	_____	円
コ	合計	_____	円

（注） 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫補助金	_____	円
イ	県補助金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	（内訳）一般財源	_____	円
	地方債	_____	円
	寄付金	_____	円
エ	合計	_____	円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - （ア）直営・請負の別
 - （イ）着工年月日
 - （ウ）完了年月日
- キ 仮施設工事関係
 - （ア）直営・請負・賃貸借の別
 - （イ）工事期間
 - （ウ）仮施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)又は令和5年6月15日こ成事第331号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

(第2号様式)

第 年 月 号
日

山梨県知事

殿

(申請者)

所在地

法人名

代表者氏名

概 算 払 請 求 書

(元号) 年 月 日付け障第 号で交付決定のあった(元号) 年度
山梨県障害児(者)施設整備費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額 金 円
2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考
円	円	円	円	

- 3 概算払請求の理由

- 4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振込先銀行名 _____ 預金種別(当座・普通)

口座名 _____ No. _____

- 5 添付書類

工事出来高調書

(第3号様式)

第 年 月 号
年 月 日

山梨県知事 殿

社会福祉法人
理事長 氏 名

〇〇〇〇施設建設着工届

上記の工事は、(元号) 年 月 日に着工したのでお届けします。

1 工事請負者

2 請負金額 金 _____ 円

3 工期 着工 (元号) 年 月 日
完成 (元号) 年 月 日

(第4号様式)

第 年 月 号
年 月 日

山梨県知事 殿

社会福祉法人
理事長 氏 名

〇〇〇〇施設建設工事完成届

上記の工事は、(元号) 年 月 日に完成したのでお届けします。

1 工事請負者

2 請負金額 金 _____ 円

3 工期 着工 (元号) 年 月 日
完成 (元号) 年 月 日

(第5号様式)

第 年 月 日
年 月 日

山梨県知事 殿

社会福祉法人
理事長 氏 名

(元号) 年度山梨県障害児(者)施設整備費補助金の事業実績について

(元号) 年 月 日付け障第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 施設の種類
- 2 精算額内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
- 4 収入支出決算書(見込書)抄本

別紙(1)

施 設 整 備 精 算 額 内 訳

設置者の名称

施設の名称

施設種別	設置者の総 事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B(≤A)円	寄付金 その他の 収入額 C 円	差引額 D(=A-C)円	算定基準による	国庫補助 基本額 F 円	県補助金 所要額 G 円	県補助金 交付決定額 H 円	県補助金 受入済額 I 円	差引過△ 不足額 (H-I) J 円
					算定額 単価 E 円					
1 施設整備費										
本体工事費										
主体工事費										
就労訓練事業等整備										
工事事務費										
小計										
施設整備費合計										

(注) (1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
 (2) 施設の種類
 (3) 設置主体及び経営主体
 (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 _____ m²
 (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収(予定)地の別）
 (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
 (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (オ) 建物の構造（ _____ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (イ) 建物の構造（ _____ 造）
 (ウ) 建築年月日
 (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
 (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (イ) 建物の構造（ _____ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	_____	円
イ 工事事務費	_____	円
ウ 小計 (本体工事費)	_____	円
エ 介護用リフト等特殊 付帯工事費	_____	円
(介護用リフト工事費)	_____	円
(_____)	_____	円
オ 授産施設近代化整備 工事費	_____	円
カ 授産施設等整備工事 費	_____	円
キ 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費		
(解体撤去工事費)	_____	円
(仮施設整備工事費)	_____	円
ク その他の工事費	_____	円
ケ 地域交流スペース	_____	円
コ 合 計	_____	円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)又は令和5年6月15日こ成事第331号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
 直営の場合は、支払領収書の写
 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写(仮施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
 (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書(別紙①)
- 7 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)

別紙①

第 年 月 号
日

山梨県知事 殿

社会福祉法人 ○○○会
理事長 氏 名

施行業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 氏 名

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人○○○会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初○○工事請負契約	(元号) 年 月 日	金 円
○○変更（追加）契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円

(第6号様式)

第 年 月 号
年 月 日

山梨県知事 殿

社会福祉法人
理事長 氏 名

財産処分承認申請書

(元号) 年度障害児(者)施設整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県障害児(者)施設整備費補助金交付要綱第4(9)に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(第7号様式)

第 年 月 号
年 月 日

山梨県知事 殿

社会福祉法人
理事長 氏 名

(元号) 年度山梨県障害児(者)施設整備費補助金変更(中止・廃止)
承認申請書

(元号) 年 月 日付け障第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業の変更(中止・廃止)したいので申請します。

1 変更(中止・廃止)の事由

(第8号様式)

第 年 月 日

山梨県知事 殿

社会福祉法人
理事長 氏 名

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度山梨県障害児
(者) 施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、
下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額(要補助金等返還相当額)
金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類
(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認で
きる資料)